令和5年1月に判明した事務処理誤りの概要と対応

届書の見誤り(1件)

○ 令和5年1月24日、年金事務所を通じて船舶所有者から届出内容の確認があり、 届出書の内容を確認したところ、月額変更の取り消し処理をすべきところを資格喪失 と誤認し、処理をしていたことが判明しました。

当該届書については、受付件数が少なく、処理担当者及び確認者ともに資格喪失届と誤認し処理したことが原因です。

電話連絡をいただいた船舶所有者様については、事情をご説明するとともにお詫び し、当事案についてご了解いただきました。また、被保険者ご本人には、船舶所有者 様より説明する旨の申し出をいただきました。

再発防止策として、入力前に届書名称を確認する手順をマニュアルに追加するとと もに、必須入力項目の記載がない場合の年金事務所への確認を徹底するよう注意喚起 を行いました。また、今回の事案を踏まえ届書の記載に基づいた入力・確認を徹底す るよう職員内での意識の共有化を図りました。